

第 849 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 849 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 849 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 9 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 6 年 9 月 20 日(金) 午後 10 時 00 分から 午後 10 時 38 分
- 2 開催場所 紫波町役場 201 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (10 名)

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君	7 番 菅川 正 君
8 番 高橋伸夫 君	10 番 佐藤廣志 君	11 番 工藤姫子 君
12 番 岡市充司 君		
- 5 欠席委員 (2 名)

2 番 若菜千穂 君	9 番 横沢一則 君
------------	------------
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
事務局次長	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 849 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

秋の収穫期も後半の方になってきました。それにしても今年の夏も暑すぎました。農作物への影響も大きくてもち米は稲刈りも早く、終盤になっていますが、品質や収量はいかがだったのでしょうか。台風による倒伏もあちこちの水田で見受けられました。倒伏と言え
ばやさしいのですが、まあ、「おっけった、のめった、寝た」という、そんな田もだいぶ見受けられました。おととい宮城の方へいってききましたが、あちらはもっとひどいです。

気の毒だと思うくらいの田んぼもありました。いろんな意味で記憶に残る夏だったと思いますが、いつも言っておりますが、我々農業者にとっては、ほどほどの穏やかな気候が一番かなと思っております。忙しい中ですが、皆さん余裕を持って農作業にあたってほしいと思います。

最後になりますが、皆さんに11月8日の岩手県農業委員大会と矢巾町農業委員会との交流会の参加の案内文書が届いていると思います。この岩手県農業委員会大会後に毎年交互に開催されてきました交流会ですが、新型コロナの影響で休止せざるを得ませんでした。今回、久しぶりに開催されることになりましたのでぜひご参加をお願いいたします。矢巾町とは入地入作もありまして、これまでもそしてこれからも情報交換が必要になってきますのでよろしくお願いします。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いいたします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番 若菜千穂委員、9番 横沢一則委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において10番 佐藤廣志委員、11番 工藤姫子委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が15件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が2件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

次に議案3ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が13件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案6ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料も1ページから併せてご覧ください。

はじめに議案に漏れがございましたので追記お願いします。付議番号1番の土地の合計面積を、計3筆 2,729㎡とご記入ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、9月17日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番(佐藤廣志君)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番は、譲渡人が体調不良により耕作できなくなったため、隣接する農地の所有者に贈与をするものです。当該農地は、これまでも譲受人が管理を依頼されていた農地であるため、今後も同様に適正な管理がされるものと思われます。

付議番号2番は、譲渡人に農業後継者がいないため、組田の相手方である親戚に農地を贈与して、組田を解消しようとするものです。譲受人は、大農機具での作業を地域の生産組合に委託しており、それ以外の作業は適正に行っていることから耕作管理には問題がないと思われます。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長(岡市充司君)

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案7ページをご覧ください。調査資料は5ページからになります。議案第2号、

農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、9月17日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第18条に規定された要件を満たしていると、判断されております。決定の上は9月26日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番の農地は、譲受人の耕作地に近いため、耕作地の効率的な利用ができることから農地を譲り受けるものです。以前は洋ナシの作付けをしていた農地ですが、木を伐根し、野菜を作付けする農地として利用することで耕作管理は問題がないと判断しました。

付議番号2番は、非農家である譲渡人が相続で取得した農地であるため、親戚である譲受人が農地を引き受けようとするものです。譲受人は、大農機具を所有しており、地域の生産組合の協力も得られることから、これまで同様、良好な耕作管理がされられると思われま

す。付議番号3番は、譲渡人は体調不良により耕作できなくなり、農業後継者がいないため、余力のある譲受人に農地を売り渡すものです。譲受人は大農機具を所有しており、耕作管理には問題がないと判断いたしました。

付議番号4番と5番は、譲渡人、譲受人の双方で農地の交換を行うものであり、お互いの通作の効率化が図られるため、問題がないものと思われま

す。農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。別添調査資料は10ページでございます。

（議案書朗読）

本案件につきましては、9月17日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

4番委員。

○4番（鈴木芳勝君）

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてですが、9月17日に佐々木正明推進委員、阿部浩智推進委員、事務局と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

内容につきましては記載のとおりですが、畑地として4,114㎡の一部を分筆して、宅地として現況に合わせるものです。周囲になんら影響するものはないと見てまいりました。以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第4号、農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、をご説明し

ます。議案 9 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 11 ページからとなります。申請は使用貸借 1 件です。

(議案書朗読)

以上の案件につきまして 9 月 17 日に現地調査を実施しております。調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

4 番委員。

○4 番(鈴木芳勝君)

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、現地調査の報告をします。議案第 3 号と同メンバーで 9 月 17 日に調査いたしました。

農用地区域外の畑地 4,114 ㎡の一部を分筆し、後継者である息子に使用貸借して宅地として利用するという計画で、周囲に居宅が点在する場所であり、影響する問題もないと見てまいりました。以上になります。

○議長(岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 849 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 10 時 38 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員